

さつま町営住宅等入居者募集案内（随時募集） R 8. 7

募集の注意事項が書いてあります。申込書を書く前に必ず読んでください。

1 申込資格

（１） 【公営住宅】

- ① 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
 - ※ 持家のある方は申込みできません。（売却や差し押さえ等により、持ち家でなくなることが証明できる場合を除く。）
 - ※ 現在、公営住宅に入居している方は申込みできません。但し、婚姻等で世帯分離される方は除きます。
- ② 同居する者は、親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）に限るものであること。
 - ※ 入居可能日から起算して、1 か月以内に婚姻予定のある方を含む。
 - ※ 離婚調停中の方は、その旨を証明できる書類を提出できること。
 - ※ 家族の不自然な分割、寄り合い世帯や税法上扶養関係のない親族等で構成された世帯は申込みできません。
- ③ 単身者が入居ができる公営住宅の規格は、1 戸当たりの住戸専用面積が 53 平方メートル未満で、かつ、居室数が 2 部屋以下の住宅の募集があった場合に、申込みが可能となります。
 - ※ 常時の介護を必要とし、かつ居宅でこれを受けることが出来ない方は除く。
- ④ 申込者及び同居親族に町税等の滞納がないこと。
- ⑤ 申込み世帯全員の収入が、国の定める基準に適合すること。
収入月額が 158,000 円以下（裁量階層にあつては、214,000 円以下）であること。
- ⑥ 暴力団員でないこと。

（２） 【特定公共賃貸住宅】

- ① 申込み世帯全員の収入が、国の定める基準に適合すること。
収入月額が 158,001 円以上 487,000 円以下であること。
- ② 自ら居住するために住宅を必要とするもの。
 - ※ 持家のある方は申込みできません。（売却や差し押さえ等により、持ち家でなくなることが証明できる場合を除く。）
 - ※ 現在、公営住宅に入居している方は申込みできません。
- ③ 同居する者は、親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）に限るものであること。
 - ※ 入居可能日から起算して、1 か月以内に婚姻予定のある方を含む。
 - ※ 離婚調停中の方は、その旨を証明できる書類を提出できること。
 - ※ 家族の不自然な分割、寄り合い世帯や税法上扶養関係のない親族等で構成された世帯は申込みできません。
- ④ 申込者及び同居親族に町税等の滞納がないこと。
- ⑤ 暴力団員でないこと。

2 入居収入基準

申込み世帯全員の収入月額が、158,000 円以下（裁量階層にあつては、214,000 円以下）であること。

※ 裁量階層とは、次のいずれかに該当する方

- ① 入居者又は同居者が、次にあげる障害の程度の方
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が1級から4級までの方
 - イ 精神障害者福祉手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が1級から2級までの方
 - ウ 療育手帳の交付を受けている方で、イに規定する精神障害の程度に相当する方
- ② 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が特別項症から第6項症までと第1款症の方
- ③ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方
- ④ 海外からの引揚者（引揚げ後、5年以内の方）
- ⑤ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定により、国立ハンセン病療養所等の長の認定を受けている方
- ⑥ 入居者が60歳以上の方であり、かつ、同居者又は同居しようとする親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の方である場合
- ⑦ 同居者に中学校就学の始期に達するまでの方がいる場合

※ 認定月額は、次のとおり算定します。

- (1) 世帯全員分の年間所得額を合計する。
- (2) 申込者を除く同居親族数及び別居親族数に38万円をかける。
- (3) 次に該当する場合は、それぞれ区分に応じた額を合計する。

- | | |
|-----------------------------------|------|
| ① 70歳以上の控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合 | 10万円 |
| ② 特別障害者がいる場合（身体1・2級、精神1級・療育Aなど） | 40万円 |
| ③ 障害者がいる場合（身体3～6級、精神2・3級、療育B・Cなど） | 27万円 |
| ④ 特定扶養親族（16歳以上23歳未満）がいる場合 | 25万円 |
| ⑤ 申込者又は同居親族に、寡婦で所得がある場合 | 27万円 |
| ⑥ ひとり親で所得がある場合 | 35万円 |
| ⑦ 給与所得者又は公的年金受給者 | 10万円 |

- (4) あなたの収入月額は

$$\{ (1) - (2) - (3) \} \div 12 = \text{認定月額}$$

この認定月額（収入月額）が 158,000 円以下（裁量階層にあつては 214,000 円以下）でないとしんし込めません。

【例】

申込者（年間給与所得：220万円、配偶者：年間所得0円、16歳以上23歳未満の子供1人：年間所得0円）の世帯

$$\{ (1) 220 \text{ 万円} - (2) (38 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人} [\text{配偶者} \cdot \text{子}]) - (3) (⑦ 10 \text{ 万円} + ④ 25 \text{ 万円}) \} \\ = 109 \text{ 万円} \div 12 \text{ 月} = 90,833 \text{ 円}$$

3 募集する住宅（随時募集）

※希望する居室の修繕等に時間を要する場合があります。

（１）【公営住宅】

団地名 (地区名)	号 数	構 造	建 設 年 度	家 賃		間取り	単 身	備 考
				一般階層	裁量階層			
北原 (久富木)	3 4	木造 2階	S60	13,500 ～20,200 円	23,100・ 26,600 円以下	6・6・6	○ 緩和	3DK 浄化槽 共益費負担あり
山崎B (山崎)	102	木造 2階	H26	13,200 ～19,600 円	22,400・ 25,900 円以下	6・洋	○ 緩和	2K 浄化槽 共益費負担あり
船木下 (船木)	3	木造 2階	H6	14,400 ～21,400 円	24,500・ 28,200 円以下	6・6・6	○ 緩和	3DK 浄化槽 共益費負担あり
	4	木造 2階	H6	14,400 ～21,400 円	24,500・ 28,200 円以下	6・6・6	×	3DK 浄化槽 共益費負担あり
三腰 (泊野)	1 2	木造 平家	H6	13,500 ～20,200 円	23,100・ 26,600 円以下	6・6・6	○ 緩和	3DK 浄化槽 共益費負担あり
	3	木造 平家	H6	14,200 ～21,200 円	24,200・ 28,000 円以下	6・6・6	○ 緩和	3DK 浄化槽 共益費負担あり
五日町西① (宮之城屋地)	304	耐火 3階	S55	14,500 ～21,600 円	24,700・ 28,500 円以下	6・6・6	○ 緩和	3DK・浄化槽 共益費負担あり
五日町西② (宮之城屋地)	302 303 304 401	耐火 4階	S57	15,300 ～22,800 円	26,000・ 30,000 円以下	6・6・4.5	○ 緩和	3DK 浄化槽 共益費負担あり
観月台 (宮之城屋地)	15	木造 平家	H7	18,000 ～26,800 円	30,700・ 35,400 円以下	6・6・6	×	3DK 浄化槽 共益費負担あり

ウッドタウン (宮之城屋地)	2	木造 平家	S62	14,000 ～20,900 円	23,900・ 27,600 円以下	6・6・4.5	○ 緩和	3DK・浄化槽 共益費負担あり
	15	木造 2階	S63	16,500 ～24,600 円	28,100・ 32,400 円以下	6・6・6	○ 緩和	3DK・浄化槽 共益費負担あり 心理的瑕疵あり
	32	木造 2階	H1	16,700 ～24,900 円	28,500・ 32,900 円以下	6・6・6	○ 緩和	3DK・浄化槽 共益費負担あり
溝添 (宮之城屋地)	3 8	耐火 2階	S56	14,400 ～21,400 円	24,500・ 28,200 円以下	6・6・6	×	3DK 浄化槽 共益費負担あり
	14	耐火 2階	S56	12,500 ～18,600 円	21,200・ 24,500 円以下	6・6・6	○ 緩和	3DK 浄化槽 共益費負担あり
上向西 (虎居)	104	耐火 3階	S61	16,700 ～24,900 円	28,500・ 32,900 円以下	6・6・6	×	3DK 浄化槽 共益費負担あり
	301 304	耐火 3階	S61	16,700 ～24,900 円	28,500・ 32,900 円以下	6・6・6	○ 緩和	3DK 浄化槽 共益費負担あり
上向 (虎居)	2	木造 2階	S60	15,300 ～23,400 円	26,700・ 30,800 円以下	6・6・6	×	3DK 浄化槽 共益費負担あり
上向 (虎居)	101 203 301 304	耐火 3階	S58	15,700 ～22,900 円	26,100・ 30,100 円以下	6・6・4.5	○ 緩和	3DK 浄化槽 共益費負担あり
白男川 (白男川)	1	耐火 2階	H10	18,800 ～28,100 円	32,100・ 37,000 円以下	6・6・4.5	○ 緩和	3DK・浄化槽 共益費負担あり
柵野 (柵野)	2	木造 平家	S59	10,300 ～15,300 円	17,500・ 20,200 円以下	6・6・6	○ 緩和	3DK 汲取り

青芝野 (広瀬)	2	木造 平家	S60	10,300 ～15,400 円	17,500・ 20,300 円以下	6・6・6	○ 緩和	3DK・浄化槽 共益費負担あり
市場 (柏原)	5	木造 平屋	H2	14,200 ～21,200 円	24,300・ 28,000 円以下	6・6・6	○ 緩和	3DK・浄化槽 共益費負担あり
	14	木造 平屋	H4	14,800 ～22,100 円	25,200・ 29,100 円以下	6・6・6		
あじさい (神子)	1	木造 平家	H5	16,700 ～24,800 円	28,400・ 32,700 円以下	6・6・6	○ 緩和	3DK 浄化槽 共益費負担あり
	2	木造 平家	H5	16,700 ～24,800 円	28,400・ 32,700 円以下	6・6・6	×	3DK 浄化槽 共益費負担あり
	3 4	木造 平家	H5	16,200 ～24,100 円	27,500・ 31,800 円以下	6・6・6	○ 緩和	3DK 浄化槽 共益費負担あり
	6	木造 平家	H6	17,100 ～25,400 円	29,000・ 33,500 円以下	6・6・6	○ 緩和	3DK 浄化槽 共益費負担あり
	9 10	木造 平家	H6	16,300 ～24,200 円	27,700・ 32,000 円以下	6・6・6	○	3DK 浄化槽 共益費負担あり
	12	木造 平家	H6	16,900 ～25,100 円	28,700・ 33,100 円以下	6・6・6	○ 緩和	3DK 浄化槽 共益費負担あり
	16	木造 平屋	H7	17,100 ～25,400 円	29,000・ 33,500 円以下	6・6・6	○	3DK 浄化槽 共益費負担あり
岩之上 (紫尾)	1 2 5 7 8 9 10	耐火 2階	S58	14,600 ～21,800 円	24,900・ 28,700 円以下	6・6・4.5	○ 緩和	3DK 浄化槽 共益費負担あり
	11 13 16	耐火 2階	S59	16,200 ～24,100 円	27,500・ 31,700 円以下	6・6・4.5	○ 緩和	3DK 浄化槽 共益費負担あり

岩之上 (紫尾)	18 19 20 21 23	耐火 2階	S60	16,400 ～24,400 円	27,900・ 32,200 円以下	6・6・4.5	○ 緩和	3DK 浄化槽 共益費負担あり
不堂 (中津川)	5	木造 平家	H2	15,200 ～22,600 円	25,800・ 29,800 円以下	6・6・洋	○	3DK 浄化槽 共益費負担あり
野中 (永野)	201 204 302 303 304	耐火 3階	H1	20,300 ～30,200 円	34,500・ 39,900 円以下	6・6・洋	○ 緩和	3DK 浄化槽 共益費負担あり
向川 (求名)	103 203 204 301 302 304	耐火 3階	S63	20,200 ～30,100 円	34,500・ 39,800 円以下	6・6・洋	○ 緩和	3DK 浄化槽 共益費負担あり

(2) 【特定公共賃貸住宅】

団地名 (地区名)	号 数	構造	建設 年度	家賃	間取り	備考
戸子田 (求名)	4	木造 平家	H5	23,000～36,800 円	6・6・6・洋	4DK 浄化槽 共益費負担あり
吉川 (永野)	2	木造 平家	H7	28,000～44,800 円	8・4.5・洋	3DK 浄化槽 共益費負担あり

※ つるだ駅ニュータウンは、建物の塗装工事に伴い、令和8年8月から12月まで入居募集を一時停止いたします。募集の再開につきましては、令和9年1月を予定しております。

4 申込みの方法

申込みは別紙の

- ① 「町営住宅入居申込書」に必要事項を記入し
- ② 連帯保証人予定者調書
- ③ 世帯状況等申告書健
- ④ 健康保険証（入居希望者全員分）
- ⑤ 令和7年度所得課税証明書か源泉徴収票（本人、配偶者及び収入のある方全員分）
（町内居住の方で本人、同居予定者全ての個人番号を記入の上、書類の調査を職員が行うことに同意した場合は省略できますが、申込月が1月から6月の場合、源泉徴収票が必要になります。）
- ⑥ 税の滞納がない証明書（完納証明書）又は非課税であることを証明する書類
（滞納のない証明書等が発行できない場合は、「納税証明書（直近3か年度分）」で可。）
- ⑦ 住民票謄本 入居予定者全員分のもので、本籍・筆頭者・続柄が記載されたもの。
（外国人は、在留カードをお持ちの方）
- ⑧ 確約書（公民会加入の確約書）
- ⑨ 確約（誓約）書（入居予定者が暴力団員でないという確約書）
※公的書類は、発行後、概ね3か月以内のもの。

を添えて申し込んでください。

（1） 入居予定者になられた方で、次の各項目に該当される方は、上記の書類の他にそれぞれ次に記載された書類をご提出いただきます。

- ① 世帯員に障害者の方・・・身体障害者手帳又はそれを証明できる書類等
- ② 令和7年1月2日以降に就職、又は勤務先等の変更があった方
・・・給与収入証明又は給与額が確認できる書類
- ③ 令和7年1月2日以降に退職された方
・・・離職（予定）証明書又は雇用保険被保険者離職票
- ④ 生活保護受給中の方・・・生活保護受給証明書
- ⑤ 婚約証明書・・・申込み時点で婚約中の方（入居申込書裏に有り）

5 敷金について

入居予定者は、月額住宅使用料の3か月分である敷金を入居予定前日までに納付していただきます。

6 連帯保証人

入居予定者は、入居手続の際に、連帯保証人を1名たてていただきます。

連帯保証人は、原則としてさつま町内に居住し、入居者と同程度以上の収入があり、独立して生計を営む方になっていただきます。

未成年者や税金等の滞納がある方、他の公営住宅等に入居されている方は不適格となりますので注意してください。

※ 連帯保証人は、入居者と連帯して住宅使用料やその他の費用負担等について責任を負います。したがって、入居後に住宅使用料の滞納等が発生した場合は、入居者と同様に債務を弁済する義務を負うと同時に入居者の履行すべき義務について同じ責任が生じます。

※ 暴力団員である方は、連帯保証人にはなりません。

7 入居予定者の決定

申込者全員について「町営住宅入居申込書」の記載事項を審査のうえ受理し、必要な場合調査を行ないます。別途、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

8 注意事項

- (1) 町営住宅では、犬・猫その他の鳥獣類の飼育や餌付けは禁止されています。
- (2) 入居申込書の記載内容が事実と相違していたり、2か所以上の住宅を重複して申込みされたりしますと無効になります。
- (3) 入居者は、住宅使用料（家賃）の他に共益費の負担があります。
- (4) 住宅によって、駐車場の設置状況に差があります。このため、全ての入居者に駐車場が確保されておりません。詳しくは、入居後、各住宅の住宅管理人の指示に従ってください。
※ 町が許可する車庫証明書については、原則として1台限りとします。2台目以降は各自近くの駐車場を探していただくことになります。
- (5) 入居後、名義人又は同居者が暴力団員であることが判明した場合又は暴力団となったことが判明した場合は、退去していただきます。
- (6) 各団地にはその地区の公民会があります。団地や地域住民と連携して公民会活動にも積極的に参加しましょう。
- (7) 退去時には、畳ふすまの修繕費用をご負担いただきます。

9 個人情報の取扱いについて

この提出書類により取得した個人情報は、次の利用目的以外には利用いたしません。

- (1) 町営住宅の入居資格等の審査に関すること
- (2) 町営住宅の選考及び入居手続きに関すること
- (3) 町営住宅入居後の管理に関すること
- (4) 入居申込者及び入居者への業務連絡に関すること

【お問い合わせ先】

さつま町役場 建設課建築係 電話 0996-26-1829（直通）